

平成 27 年 2 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成 27 年 2 月 24 日 (火曜日)

平成27年2月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成27年2月24日(火曜日) 午後2時～午後3時15分

2 開催場所 南大隅町中央公民館会議室

3 (1) 出席委員(17人)

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	11 番	田 中 秀 実
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 巳
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美  
 事務局次長 下園 ひとみ  
 事務局主幹 川田原 司  
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 26号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成27年2月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は17名です。14番、武田委員が欠席の届けがありました。  
よって18名中17名の出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、15番の持留委員と16番の松山委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第25号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申  
請は2件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第25号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申  
請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第25号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当  
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5番： 2月16日に現地を譲受人の〇さんと確認をいたしました。現地の状況ですけれど、  
〇〇〇の公民館から南側へ約200m位行った場所にあります。水田が3枚に分かれてい  
て、3枚とも耕運されていて、いつでも水田にできる状態になっています。その東側  
の方に一段高くなった畑がございますが、ここは数年耕作していないような状況で、木茅  
が入っているような状況でした。調査の意見ですが、譲受人は現在はハウスでネギを作  
っているということでした。この水田では露地のネギを作りたいということでありまし  
た。畑も木茅を刈り取って畑に戻しますからということでしたので、特に問題はないと  
思われます。よろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： 参考までに10アール当り〇〇〇〇円ですが、どういう経緯かお解りでしたらお願いします。

事務局： 事務局の把握している状況では、3,800㎡で〇〇〇〇円ということでございます。譲渡人は無償でも良いということだったみたいですが、譲受人が少しでも払うということで〇〇〇〇円と、事務局は聞いております。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第25号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第25号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第25号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは6ページをお開きください。

(議案第25号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めますが、私の担当区でございます。

譲渡人と譲受人は従兄弟になりまして、譲渡人には鹿児島市に息子さんがいらっしゃいますが、田舎の方に帰ってくるということはないということでございます。資産の処分をしようという関係で従兄弟である譲受人に譲るということで話し合いがなされたようです。現在、田につきましては隣接の畜産農家に牧草地として貸してあるようです。今後は、譲受人の方で稲作、そして園芸を中心にしておられますので、園芸をやっていくということでございました。3条の許可については何も問題はないと思います。審議の方をよろしく願いします。

議長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第25号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第25号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第26号非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、11ページの議案第26号の議案書をご覧ください。  
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は3件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第26号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

18番： 18番、竹之内です。

議 長： 18番、竹之内委員。

18番： 2月20日、午前8時50分から現地調査を行いました。有川委員と松山委員、私3名と、事務局から局長と職員2名、それと申請者の〇〇氏に立ち会っていただきました。最初に場所の説明をしますと、根占道の駅から大浜隧道を通過して林道の入口の急な山手に5筆、それから林道をずっと通っていきまして、自治会の中の最後の家の所に1筆、それからまだずっと奥に行きまして、砂防ダムのある一番上流の所に3筆、合計9筆でございます。最初の小浜の5筆ですが、台帳上は畑ですが現在は山林になっております。周辺が昭和40年頃から山林になってしまい、急傾斜地で圃場整備は到底不可能であり、災害の危険も伴う地帯でもありますので、現在、杉山となっておりますが、やむおえないと判断いたしました。それから原の〇〇〇番は、原自治会から少し離れておりますが、現在、杉山で30年以上経過しております。昔の人は鍬で仕事をしておりまして、畑にできたのですが、大きな御影石が顔を出しており、農地に復元することは無理な状況でございました。次の広瀬戸は原の山手の砂防ダムの一番上の南側にあり、現在、山林になって40年経過しております。周囲の状況からして、やむおえないと判断いたしました。最後に丸塚の2筆は、現在はクヌギが植えてあり、30年以上経過しております。周囲は山林で大きな御影石等もあり、やむおえないと思われま。以上、9筆の非農地証明については、妥当であると判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第26号受付番号1番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第26号受付番号1番は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第26号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、20ページをお開きください。

(議案第26号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

10番： 10番、愛甲です。

議長： 10番、愛甲委員。

10番： 2月20日、午前9時30分より現地調査を行いました。事務局より課長他3名、溝田委員、松山委員、申請者の〇〇さんと現地調査を行いました。現地の状況としましては、字前迫頭は、花ノ木集会施設より城内集落の方へ300m位の所でした。1人やっと通れるくらいの道しかなく、四方を30年以上の杉林、雑木林が生い繁っているような状況でした。陽当たり等も考えて農地への復旧は難しいと思いました。次の居砂谷は、現地はセルプ大隅花の木農場の前に広域農道がありますが、これを300m位、中別府の方に行った所を右に1km程入り込んだ道幅も狭い所でした。40年程の杉の木と杉の風倒木がありました。農地化は無理な状態と思われました。三番目の大内迫は、これもセルプ大隅花の木農場の信号から田代の方へ300m程行った所で、10m程の私有地を東に入った所でした。雑木林で隣の境界も地籍調査が入らないと解らないような状態でした。3筆とも非農地証明は妥当であると思われれます。よろしくをお願いします。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第26号受付番号2番は、非農地と

して証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第26号受付番号2番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第26号受付番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、25ページをお開きください。

(議案第26号 受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

8 番： 8番、瀬崎です。

議 長： 8番、瀬崎委員。

8 番： 2月20日、午前11時に自衛隊の射撃場に集合ということで、事務局3名、愛甲委員、溝田委員と現地調査を行いました。〇〇さんの申請地は自衛隊の射撃場から東に行った所で、昭和35年頃までは父親が耕作していたが、昭和45年に死亡され、申請人は学校を卒業後、大阪に出ていかれ、父親が亡くなった後は耕作はされておられません。現在は山林化して耕作できる状況でもありません。現場は岩盤の上に土が乗っているような感じで岩山のような状況です。かなりの傾斜地で農地として復元することは不可能な状況であります。次に〇〇さんの申請地ですが、昭和20年頃までは父親が耕作していたが、昭和30年に父親も亡くなり、その後耕作していない場所になります。ここもかなり傾斜があり、農地としての復元は難しいと判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第26号受付番号3番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 2 6 号受付番号 3 番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 2 7 号、「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、3 2 ページの議案第 2 7 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 2 7 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、議席番号 7 番、半田委員が受付番号 5 番から 1 1 番に議題提出がございます。よって南大隅町農業委員会会議規則第 1 2 条議事参与の制限により席を外していただきます。

(半田委員退席)

議 長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 2 7 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 2 7 号は計画のとおり決定いたします。

(半田委員入席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申し出について

②行事予定について

議 長： それでは、以上をもちまして、平成 2 7 年 2 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。